

EIC 計画及びこれに関連する原子核物理学の新たな展開に関する有識者会議 議事運営規則

(有識者会議の運営)

第1条 EIC 計画及びこれに関連する原子核物理学の新たな展開に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の議事の手続きその他有識者会議の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(座長)

第2条 座長は、有識者会議の事務を掌理する。

2 座長が有識者会議に出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。

(議事)

第3条 有識者会議は、有識者会議構成員の過半数が出席しなければ、有識者会議を開くことはできない。

2 構成員は Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する構成員等の間で、同時かつ双方対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

3 構成員は Web 会議システムにより会議に出席するときは、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で Web 会議システムを利用しなければならない。

4 やむを得ない理由により有識者会議の開催が困難であり、かつ合議によらないことをもって有識者会議の運営に特段の支障を生ずるおそれがないとき、その他座長が相当と認めるときは、メール審議、持ち回り審議その他の方法により有識者会議を行うことができる。

(構成員の欠席)

第4条 有識者会議に属する構成員が有識者会議を欠席する場合は、代理人を有識者会議に出席させることはできない。

(公開)

第5条 有識者会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により有識者会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第6条 座長は、有識者会議における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、有識者会議の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、座長が定める。